

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の提言を踏まえた再発防止策について

令和7年4月

守谷市教育委員会

令和7年4月25日に教育委員会に答申された、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の調査報告書における再発防止の提言を受けました。教育委員会では、提言を知見として生かし、市内各校におけるいじめの未然防止、早期発見、適切な対応のため以下の取組を進め「いじめ対策」の一層の充実を図ってまいります。

1 いじめを発見または情報を得た際の対応

いじめの初期対応において、事実確認のために被害・加害児童双方に対して聴き取りをする際に、複数の職員で対応し、メモを必ず残し5年間保存することを再確認します。また安心して話すことのできる配慮を怠らないといった留意点等について共通理解をした上で教育活動に取り組めます。

学校の対応の方針等を保護者に連絡する時に、認識の齟齬が生じないよう適切に情報提供を行うとともに、被害者側に寄り添った対応により不安感の解消に努めます。

2 関係機関との連携の強化

被害児童が不安感から不登校となった場合、スクールカウンセラー、いじめ解消サポーター等と連携しながら、被害児童から気持ちや意見を聞く機会を設けるようにします。また、スクールソーシャルワーカーの活用により、保護者の不安感についても軽減できるようにします。

学校の調査には強制力がなく限界があるため、必要に応じて警察との連携についても積極的に行うようにします。

3 保護者・児童生徒へのいじめ対応の周知

令和6年度より開始している「いじめ防止プログラム」の一環として、年度始め等において、いじめが起きた時の対応がどのように行われるのか説明を行っています。その際に、法に基づくいじめの定義、いじめと判断された場合には、双方の保護者に連絡すること等について保護者に周知します。